

総務省定員規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正理由

令和3年度定員査定の結果を踏まえ、総務省定員規則（平成13年総務省令第4号）の一部を改正する。

2 改正内容

（本省及び消防庁の定員）

区分	改正前（A）	改正後（B）	増減（B-A）	増減事由
本省	4,611人 （※1）	4,513人 （※1）	▲98人	デジタル庁への定員振替
消防庁	174人	174人		
合計	4,785人	4,687人	▲98人	

（定員の期間別の特例）

区分	改正前（A）	改正後（B）	増減（B-A）	増減事由
本省 令和三年九月三十日までの間	4,630人 （※2）	4,532人 （※2）	▲98人	デジタル庁への定員振替

（注）※2の定員は、上記の本省定員（※1）に調整定員19人を加えたもの。

3 公布日

令和3年8月31日

4 施行期日

令和3年9月1日